

静岡県婦人保護施設清流荘指定管理業務に関する評価委員会並びに県評価結果

平成 28 年 10 月

静岡県健康福祉部こども未来局こども家庭課

1 指定管理者名

社会福祉法人 葵寮

2 指定期間

平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日（5 年間）

3 指定管理業務評価の流れ

- (1) 平成 27 年度の指定管理業務について、指定された業務をどの程度実施したかを明確にするため、指定管理者が自己評価を行った。
- (2) 県では、事業報告書、自己評価表、その他必要と認める書類の確認と指定管理者へのヒアリングを行い、県としての評価を行った。
- (3) 自己評価と県評価の内容を、客観的に評価し、評価や改善点などを指摘し、今後の指定管理業務の向上につなげるため、静岡県婦人保護施設清流荘指定管理者評価委員会設置要綱に定められた評価委員会を開催し、指定管理者及び県へのヒアリング等をもとに総合評価を行った。（開催日 平成 28 年 8 月 25 日）

4 評価結果

- (1) 平成 27 年度業務に関する評価委員会による評価

①総合評価（5 段階評価）

平成 27 年度の実績は、「概ね評価できる」と判断し、「4」とした。

1	2	3	4	5
全く評価できない	概ね評価できない	可も不可もない	概ね評価できる	大変評価できる

②評価する点

- ・ 退所後のアフターケアについて、退所後にアパートに住んでいる人等に個別に支援できている。
- ・ 関係機関向けの広報誌の発行、入所者へのアンケートを実施し双方向での情報の伝達ができている。

③改善すべき点

- ・ 外国人の支援について、外国人の入所者が増加する可能性があるため、更なる体制の充実に努めてほしい。事例も少なく施設側における対応には限界があるが、関係機関との連携をより深めるなど支援体制の充実に努めて欲しい。

- ・ 市町における施設の情報量を増やす為に、清流荘の中でも研修を開くなど、更なる情報の発信に努めて欲しい。

(2) 平成 27 年度業務に関する県評価の概要

①施設の利用、運営に関する業務

ア 施設の利用状況

入所が必要と県が判断した者を受け入れて、個々の状況に応じた適切なケアを実施している。

入所日数については、近年やや減少傾向がみられる。要因は様々だが、より短期間での自立、又は次のステップへの移行を支援した成果の一つであると評価出来る。

イ 利用者のニーズの把握

入所後のニーズをより細やかに把握するため、アンケートだけでなく、朝礼や面接において入所者の変化をとらえて声をかけるなど、指導員に直接要望を伝えられる関係作りに努めている。

ウ 苦情処理

苦情処理体制は整備されており、処理状況も良いと考える。

苦情投書ではない要望箱への投書についても、第三者委員会に対応を報告するなど、入所者の意見を汲み取るよう努めている。

エ 法令遵守及び個人情報の保護

法令遵守にかかる調査等における指摘事項等は無く、個人情報の保護についても適切な処理をしている。

オ 財務状況

県と協議の上、予算の範囲内で必要な修繕を実施するなど、効率的な運営がなされている。

②入所者の処遇に関する業務

ア 利用者の安全確保

婦人保護施設において安全の確保は特に留意する事項であるが、27 年度には、入所者の安全をおびやかすようなことは発生していない。入所者への指導の徹底等により施設の場所が秘匿されている成果でもありと評価できる。

また一時保護所とも連携して防災訓練を実施するなど、安全確保に努めている。

訓練時には、自家発電装置の稼動手順の確認など、非常時に備えており、非常食についても管理表等を作成し、適切に管理されている。

イ 利用者の健康管理

健康管理や感染症対策に配慮がなされている。

服薬管理マニュアルを整備しており、服薬を職員の目の前で確実に行うなど、服薬管理を徹底している。救急箱の薬について一部使用期限が切れていたものがあったため、適切に管理を行っていく必要がある。

ウ 利用者の自立に向けた取組

平成 25 年度末に居室 2 室で自炊等が出来るようステップルームとして整備。母子世帯の移転先となることが多い母子生活支援施設からその訓練効果について評価されており、着実に活用されていると評価出来る。

エ 職員の資質向上

女性保護以外の分野でも業務に関係のある研修に積極的に参加しており職員の資質向上のための努力が認められる。外国人入所者など対応が難しいケースを想定した研修や職業訓練為の研修等についても検討・充実を期待したい。

③施設の維持管理に関する業務

適正な維持管理がなされており、維持補修に関する連絡も工事金額の大小に関わらず事前に報告され、適正に処理されている。